

香芝市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月3日

香芝市長 梅田善久

香芝市条例第11号

香芝市手数料条例の一部を改正する条例

香芝市手数料条例（平成12年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表5の項中「第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）」の次に「若しくは第126条」を加え、同表27の項中「第31条の2第2項第15号二」を「第31条の2第2項第16号二」に、「第62条の3第4項第15号二」を「第62条の3第4項第16号二」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の香芝市手数料条例別表5の項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

香芝市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 7 月 3 日

香芝市長 梅 田 善 久

香芝市条例第 12 号

香芝市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

香芝市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

第 5 条第 3 項中「200 円（非常勤消防団員等に扶養親族でない第 1 号に掲げる者がある場合にあってはそのうち 1 人については 217 円、」を「217 円（」に、「ない場合にあっては」を「ない場合にあっては、」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項の改正規定は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の香芝市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 3 項の規定は、平成 20 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下同じ。）並びに適用日の属する月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに適用日の前日の属する月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。

（損害補償の内払）

- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の香芝市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）並びに旧条例の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日の属する月分から施行日の前日の属する月分までの間の月分に限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

香芝市政治倫理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月3日

香芝市長 梅田善久

香芝市条例第13号

香芝市政治倫理条例の一部を改正する条例

香芝市政治倫理条例（平成9年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「及び」を「又は」に改め、同条第3項中「または」を「又は」に改める。

第6条第1項及び第2項中「及び」を「又は」に改める。

第7条第1項及び第2項中「及び」を「又は」に改め、同条第3項を削る。

第8条第1項及び第9条第1項中「及び」を「又は」に改め、同条の次に次の3条を加える。

（審査会の調査権限等）

第9条の2 前3条の調査は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

- (1) 関係各課からの資料の提出を求めること。
- (2) 関係職員を出席させ、意見を聴取すること。
- (3) 調査の対象となった市長等又は議員に意見を陳述させること。
- (4) 関係の疑いのある業者に対して資料の提出及び審査会への出席を求めること。
- (5) その他審査会が必要と認める事項

（市長等及び議員の協力義務等）

第9条の3 市長等及び議員は、審査会の要求があるときは、審査会に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。

2 審査会は、市長等又は議員が調査に協力しなかったとき又は虚偽の陳述をしたことが明らかになったときは、その旨を公表するものとする。

（調査結果等の公表）

第9条の4 第4条第5項、第7条第2項、第8条第2項、第9条第2項及び前条第2項の公表は、次に掲げる方法により行う。

- (1) 市の広報紙又は議会の広報紙に掲載する方法
- (2) その他市長が適当と認める方法

第10条第1項中「及び議員」を「又は議員」に、「及び議長」を「又は議長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の香芝市政治倫理条例の規定は、この条例の施行の際、現に香芝市政治倫理審査会において調査を継続しているものについて適用する。

香芝市会計管理者の補助組織設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月1日

香芝市長 梅田善久

香芝市規則第14号

香芝市会計管理者の補助組織設置規則の一部を改正する規則

香芝市会計管理者の補助組織設置規則（昭和57年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号を削り、同条第6号中「収入命令並びに」を削り、同号を同条第5号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

香芝市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月1日

香芝市長 梅田善久

香芝市規則第15号

香芝市会計規則の一部を改正する規則

香芝市会計規則（昭和59年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第12条及び第13条を次のように改める。

（歳入調定の整理区分）

第12条 歳入調定を整理する時期及び調定の範囲は、別表第3に定める区分によるものとする。

（調定の通知）

第13条 課長は、第10条及び第11条の調定をしたときは、速やかにこれを会計管理者に通知しなければならない。

2 調定に変更を生じた場合は、前項に準じて取り扱うものとする。

第27条第1項中「出納閉鎖期限」を「出納閉鎖期日」に、「直ちに」を「当該期日の翌日において」に改める。

第29条第1項中「別表第3」を「別表第4」に改め、同条第2項中「別表第3」を「別表第4」に、「別表第4」を「別表第5」に改める。

第33条第2項第2号中「しゅん工検査書」を「工事竣工検査書」に改め、同項第3号中「施設の小修理」を「1件10万円以上の施設の小修理」に改める。

第36条第1項中「第161条第1項第14号」を「第161条第1項第17号」に改める。

第41条第1項に次の1号を加える。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの。

第54条第2項中「前項の区分の細目は、別表第5」を「備品の分類は、別表第6」に改める。

別表第1中

「

市民生活部 年金課	保険 課長	市民生活部 保険年金課	上席職員
			国民健康保 険担当職員

を

」

「

--	--	--	--

」

市民生活部 保険年金課	課長	市民生活部 保険年金課	上席職員
			国民健康保険担当職員
			後期高齢者医療保険担当職員

に、

教育委員会事務局 総務課	課長	教育委員会事務局 総務課	上席職員
		小学校	施設の長
		中学校	施設の長
		幼稚園	施設の長

を

教育委員会事務局 総務課	課長	教育委員会事務局 総務課	上席職員
		幼稚園	施設の長
		小学校	施設の長
		中学校	施設の長

に、

教育委員会事務局 学校教育課	課長	教育委員会事務局 学校教育課	上席職員
		小学校	施設の長
		中学校	施設の長
		幼稚園	施設の長

を

教育委員会事務局 学校教育課	課長	教育委員会事務局 学校教育課	上席職員	
			幼稚園	施設の長
			小学校	施設の長
			中学校	施設の長

に

改める。

別表第 2 中

市民生活部 保険年金課長	国民健康保険料等及びその 附帯金の収納	国民健康保 険担当職員
	所管に係る徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	

を

市民生活部 保険年金課長	国民健康保険料等及びその 附帯金の収納	国民健康保 険担当職員
	後期高齢者医療保険料等及 びその附帯金の収納	後期高齢者 医療保険担 当職員
	所管に係る徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	

に

改める。

別表第 5 を次のように改める。

別表第 6 (第 5 4 条関係)

番号	分 類
1	机類
2	椅子類
3	戸棚・箱(庫)・台類
4	室内器具・装飾品類
5	冷暖房機器具類
6	厨房用機器具類
7	寝具類
8	印章・判(版)類
9	事務用機械類
1 0	文具品類
1 1	図書類
1 2	運動競技・遊具用器具類
1 3	視聴覚機器具類
1 4	医療用機器具類
1 5	計測・検査・写真・製図用及び試験機器具類
1 6	通信用機器具類
1 7	電気機器具類
1 8	土木・農畜用機器具類
1 9	産業用機器具類
2 0	工作・木工機器具類
2 1	荷役・運搬機器具類
2 2	裁縫用機器具類
2 3	消防用機器具類
2 4	理科学実験用機器具(教具)類
2 5	車両類
2 6	標本・模型・見本類
2 7	被服属具類
2 8	教科専用機器具類
2 9	諸機械類
3 0	雑品類

別表第 4 を別表第 5 とし、別表第 3 を別表第 4 とし、別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第3（第12条関係）

区分		歳入調定何書の起票時期	歳入調定何書に記入する金額	歳入調定何書に必要な書類
市税	現年度	賦課額を決定したとき	賦課決定した額	
	滞納繰越分	滞納額を繰り越したとき	滞納繰越した額	
地方譲与税		譲与決定のあったとき	譲与決定のあった額	譲与決定通知書
利子割交付金		交付決定のあったとき	交付決定のあった額	交付決定通知書
配当割交付金		交付決定のあったとき	交付決定のあった額	交付決定通知書
株式等譲渡所得割交付金		交付決定のあったとき	交付決定のあった額	交付決定通知書
地方消費税交付金		交付決定のあったとき	交付決定のあった額	交付決定通知書
自動車取得税交付金		交付決定のあったとき	交付決定のあった額	交付決定通知書
地方特例交付金		交付決定のあったとき	交付決定のあった額	交付決定通知書
地方交付税		交付決定のあったとき	交付決定のあった額	交付決定通知書
交通安全対策特別交付金		交付決定のあったとき	交付決定のあった額	交付決定通知書
分担金及び負担金		負担額の確定したとき、又は契約を締結したとき	負担の確定した額又は契約金額	決裁文書、契約書又は申請書
使用料及び手数料	一般的なもの	使用許可をしたとき、又は収入を決定したとき	納入通知書により徴収しようとする額	
	金銭登録機による収入	収入を決定したとき	収入した額	
国庫支出金		交付決定のあったとき	交付決定のあった額	交付決定通知書
県支出金		交付決定のあったとき	交付決定のあった額	交付決定通知書
財産収入	財産貸付収入	単年度貸付けのものは契約を締結したとき（長期貸付けのものは年度当初）	契約金額	決裁文書又は契約書

	利子及び 配当金	支払期日が到来したと き、又は支払通知があっ たとき	収入を決定した額	決裁文書、契約 書又は株式配当 通知書
	財産売払 収入	契約を締結したとき	契約金額	決裁文書又は契 約書
寄附金		寄附採納を決定したとき	寄附採納を決定した 額	決裁文書又は寄 附申込書
繰入金		繰入決定をしたとき	繰入決定した額	
繰越金		繰り越したとき	繰り越した額	
諸収入	延滞金及 び加算金	収入を決定したとき	収入を決定した額	決裁文書又は契 約書
	預金利子	収入を決定したとき	収入を決定した額	決裁文書又は契 約書
	貸付金元 利収入	収入を決定したとき（長 期間に係るものは年度当 初）	契約金額	決裁文書又は契 約書
	雑入	収入金の種別に応じて上 記それぞれに準ずるとき	収入金の種別に応じ て上記それぞれに準 ずる額	上記それぞれの 書類に準ずるも の
市債		許可決定のあったとき	許可決定のあった額	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

児童福祉法に基づく助産及び母子保護の実施費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月1日

香芝市長 梅田善久

香芝市規則第16号

児童福祉法に基づく助産及び母子保護の実施費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく助産及び母子保護の実施費用の徴収に関する規則（平成3年規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表中「含む。」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯」を加え、「30,000円以下」を「15,000円以下」に、「30,001円以上80,000円以下」を「15,001円以上40,000円以下」に、「80,001円以上140,000円以下」を「40,001円以上70,000円以下」に、「140,001円以上280,000円以下」を「70,001円以上183,000円以下」に、「280,001円以上500,000円以下」を「183,001円以上403,000円以下」に、「500,001円以上800,000円以下」を「403,001円以上703,000円以下」に、「800,001円以上1,160,000円以下」を「703,001円以上1,078,000円以下」に、「1,160,001円以上1,650,000円以下」を「1,078,001円以上1,632,000円以下」に、「1,650,001円以上2,260,000円以下」を「1,632,001円以上2,303,000円以下」に、「2,260,001円以上3,000,000円以下」を「2,303,001円以上3,117,000円以下」に、「3,000,001円以上3,960,000円以下」を「3,117,001円以上4,173,000円以下」に、「3,960,001円以上5,030,000円以下」を「4,173,001円以上5,334,000円以下」に、「5,030,001円以上6,270,000円以下」を「5,334,001円以上6,674,000円以下」に、「6,270,001円以上」を「6,674,001円以上」に改め、同表備考1中「及び同法附則第5条第3項」を「同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項」に、「同法第323条」を「地方税法第323条」に改め、同表備考2中「D階層」を「D₁階層からD₁₄階層まで」に改め、「、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）

による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）」を削り、同表備考2(2)中「及び第2項、第41条の2並びに第41条の19の2第1項」を「、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項」に改め、同表備考3(3)中「附則第22項」を「附則第22条」に改め、同表備考3(3)イ中「身体障害者福祉法」の次に「（昭和24年法律第283号）」を加え、同表備考4中「とおりである」を「とおりとする」に改め、同表備考4(1)イ中「D階層で」を「D₁階層からD₁₄階層まで」に、「D階層の」を「D₁階層の」に、「16,800円」を「8,400円」に改め、同表備考4(1)ロ中「及び」を「又は」に改め、同表備考4(2)中「C階層」を「C₁階層又はC₂階層」に、「D階層」を「D₁階層」に、「16,800円」を「8,400円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

香芝市訓令甲第2号

各 部 課
各出先機関

会計帳票等の様式に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年7月1日

香芝市長 梅 田 善 久

会計帳票等の様式に関する規程の一部を改正する訓令

会計帳票等の様式に関する規程（昭和59年訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第56号様式を次のように改める。

第56号様式（第2条関係）

備品整理票 所属名（ ）	
整理番号	
分類番号	
品 名	
購入年度	
香芝市備品	

第63号様式を次のように改める。

第 6 3 号様式 (第 2 条関係)

備品台帳

番号		分類		所属名	
----	--	----	--	-----	--

整理 番号	品名	規格 ・ 種類	受入			廃棄		現在 数量	確認 印	常置 場所	備考
			年月 日	購入 額	購入先又 は寄贈者 名	年月 日	理由				

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の会計帳票等の様式に関する規程の規定に基づき作成された様式の内紙で、現に残存するものは、必要な改定を加えたうえ、なお当分の間、使用することができる。

都市公園の供用を開始するので、次のとおり告示する。

平成 2 0 年 7 月 1 日

香芝市長 梅 田 善 久

1 名称及び位置

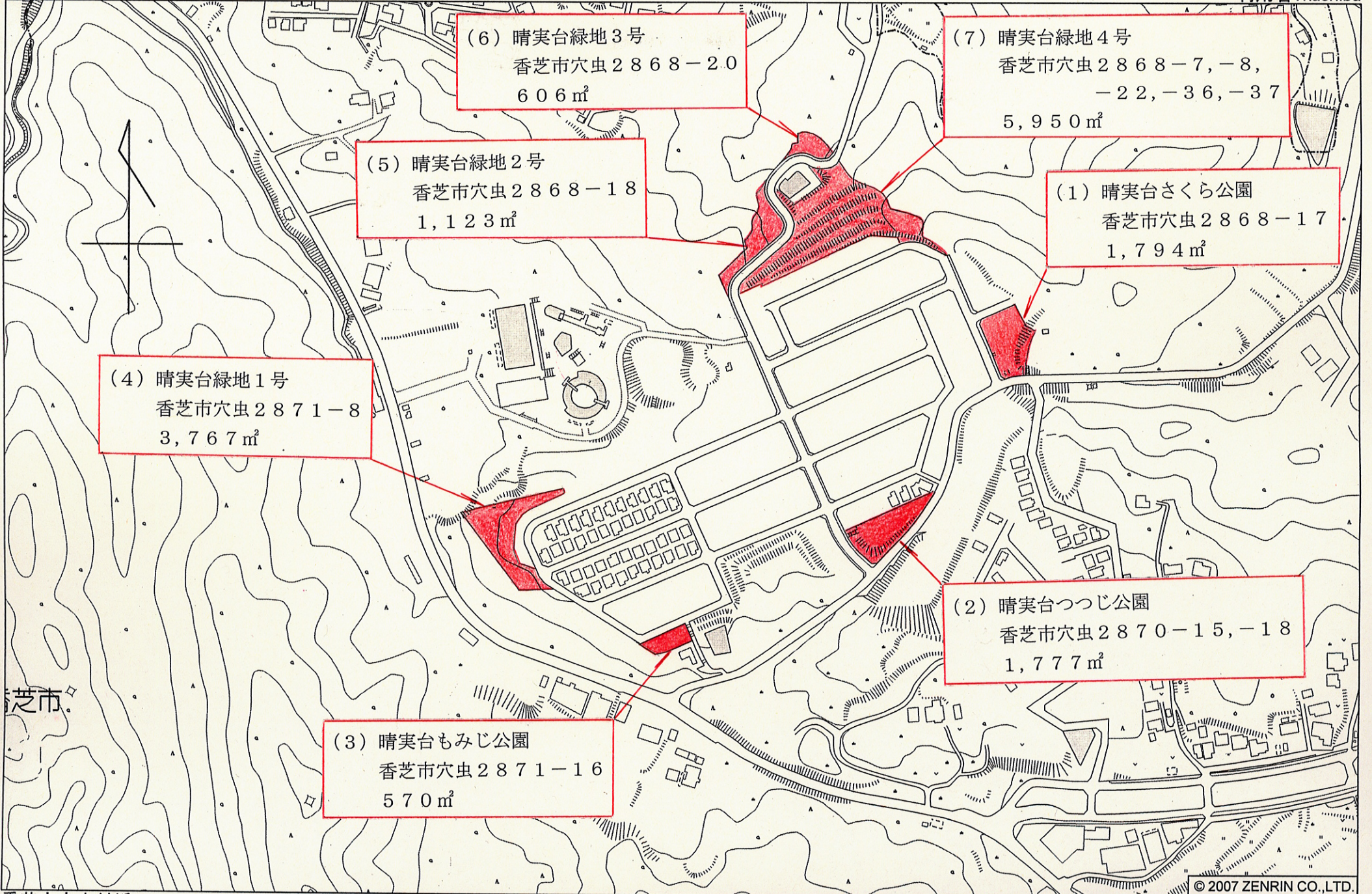
(1) 晴実台さくら公園	香芝市穴虫 2 8 6 8 - 1 7	1 , 7 9 4 m ²
(2) 晴実台つつじ公園	香芝市穴虫 2 8 7 0 - 1 5 , - 1 8	1 , 7 7 7 m ²
(3) 晴実台もみじ公園	香芝市穴虫 2 8 7 1 - 1 6	5 7 0 m ²
(4) 晴実台緑地 1 号	香芝市穴虫 2 8 7 1 - 8	3 , 7 6 7 m ²
(5) 晴実台緑地 2 号	香芝市穴虫 2 8 6 8 - 1 8	1 , 1 2 3 m ²
(6) 晴実台緑地 3 号	香芝市穴虫 2 8 6 8 - 2 0	6 0 6 m ²
(7) 晴実台緑地 4 号	香芝市穴虫 2 8 6 8 - 7 , - 8 , - 2 2 , - 3 6 , - 3 7	5 , 9 5 0 m ²

2 区域

別紙のとおり

3 供用開始日

平成 2 0 年 7 月 1 日



香芝市告示第 8 6 号

香芝市内において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない地域、場所及び物件に掲出されていた広告物は別紙のとおり屋外広告物法第 7 条第 4 項及び同法第 8 条第 1 項に基づき、除却し保管しています。所有者等の方は至急引き取りに来て下さい。

尚、引き取りのない場合は、屋外広告物法第 8 条第 4 項の規定に基づき、当該広告物を廃棄します。

平成 2 0 年 7 月 2 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 . 引取期間 公示の日から二週間（屋外広告物法第 8 条第 3 項第 1 号に規定する広告物については二日間）
- 2 . 引取方法 引き取り人がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることが確認できるものを掲示し、受領書及び誓約書と引き換えに返還する。
- 3 . 引取時間 午前 9 時から午後 5 時（土・日・祝日を除く）
- 4 . 連 絡 先 香芝市役所 都市整備部 都市計画課
TEL 0 7 4 5 - 7 6 - 2 0 0 1（内線 2 0 4）

整理番号	名 称	種類	数量	設 置 場 所	除却日	保管日	保管場所
20-68	大黒ハウス	はり札	11	田尻、関屋	H20.6.25	H20.6.25	下田倉庫
20-69	地商住宅	はり札	5	田尻、関屋	H20.6.25	H20.6.25	下田倉庫
20-70	ベストエステート 好評分譲中	はり札	3	田尻、関屋	H20.6.25	H20.6.25	下田倉庫
20-71	好評売出中	はり札	3	田尻、関屋	H20.6.25	H20.6.25	下田倉庫
20-72	ふすま 有本表具店	はり札	1	田尻、関屋	H20.6.25	H20.6.25	下田倉庫
20-73	豊富住建	立看板	2	穴虫	H20.6.25	H20.6.25	下田倉庫
20-74	オープンハウス	広告旗	3	田尻、関屋	H20.6.25	H20.6.25	下田倉庫
20-75	ベストエステート 好評分譲中	広告旗	1	田尻、関屋	H20.6.25	H20.6.25	下田倉庫
20-76	地商住宅	広告旗	3	田尻、関屋	H20.6.25	H20.6.25	下田倉庫
20-77	好評分譲中	広告旗	1	田尻、関屋	H20.6.25	H20.6.25	下田倉庫

香芝市告示第 8 7 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 0 年 7 月 3 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 0 年 7 月 3 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 88 号

次のとおり所有者不明の犬を抑留した旨奈良県狂犬病予防員から通知があったので、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 8 項の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 9 日

香芝市長 梅田 善久

- | | | |
|--------|-----------------|--------|
| 1、捕獲日時 | 平成 20 年 7 月 8 日 | 13 時 |
| 2、捕獲場所 | 香芝市下田西 1 丁目 | |
| 3、特徴等 | 種 類 | 雑種 |
| | 性 別 | 雌 |
| | 推 定 年 齡 | 老犬 |
| | 毛 色 | 茶・白 |
| | 体 格 | 中 |
| | そ の 他 特 徴 | 黒色首輪付き |

香芝市告示第 8 9 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 0 年 7 月 9 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 0 年 7 月 9 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 9 0 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 0 年 7 月 1 0 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 0 年 7 月 1 0 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 9 1 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 0 年 7 月 1 4 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 0 年 7 月 1 4 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 9 2 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 0 年 7 月 1 7 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 0 年 7 月 1 7 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 9 3 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 0 年 7 月 2 3 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 0 年 7 月 2 3 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 9 4 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 0 年 7 月 2 5 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 0 年 7 月 2 5 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 9 5 号

平成 1 9 年 3 月 1 日から平成 1 9 年 7 月 3 1 日の期間において、近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、近鉄関屋駅、J R 志都美駅、J R 香芝駅及び J R 五位堂駅周辺の自転車等放置禁止区域内より撤去した自転車及び原動機付自転車については、香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 1 0 条第 3 項による保管期限が経過しておりますので、次のとおり当該自転車等を処分します。

平成 2 0 年 7 月 2 9 日

香芝市長 梅 田 善 久

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 処分対象自転車等の保管場所 | 香芝市自転車等保管所 |
| 2 | 処分年月日 | 平成 2 0 年 9 月 1 日 |
| 3 | 連絡先 | 香芝市役所総務部地域安全課
(TEL 0 7 4 5 - 7 6 - 2 0 0 1)
香芝市自転車等保管所
(TEL 0 7 4 5 - 7 9 - 5 5 5 0) |

香芝市告示第 9 6 号

平成 1 9 年 3 月 1 日から平成 1 9 年 7 月 3 1 日の期間において、近鉄二上山駅自転車駐車場内に放置されていた自転車及び原動機付自転車について、香芝市自転車駐車場条例第 1 6 条の規定に準じ、次のとおり処分します。

平成 2 0 年 7 月 2 9 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 処分対象自転車等の保管場所 香芝市自転車等保管所

- 2 処分年月日 平成 2 0 年 9 月 1 日

- 3 連絡先 香芝市役所総務部地域安全課
(TEL 0 7 4 5 - 7 6 - 2 0 0 1)
香芝市自転車等保管所
(TEL 0 7 4 5 - 7 9 - 5 5 5 0)

香芝市告示第 9 7 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 0 年 7 月 3 0 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 0 年 7 月 3 0 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 9 8 号

地方自治法第 2 3 1 条の規定により、平成 2 0 年度介護保険料納入通知書を郵送すべきところ、その送達を受けるべき者の所在等が不明のため送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 第 2 項の規定により次のとおり公示送達します。この公示送達に係る関係書類は当市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

また、地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなします。

平成 2 0 年 7 月 3 0 日

香芝市長 梅 田 善 久

送達を受けるべき者

略

香芝市告示第 99 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 10 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 20 年 7 月 31 日

香芝市長 梅田善久

- 1 撤去理由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤去年月日 平成 20 年 7 月 31 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保管場所 香芝市自転車等保管所
- 5 引取期間 撤去日より 60 日間
- 6 引取時間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日までは除く
- 7 持参物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連絡先 香芝市役所総務部地域安全課（TEL 76 - 2001）
香芝市自転車等保管所（TEL 79 - 5550）

香芝市農業委員会会議規則告示第8号

平成20年7月31日

香芝市農業委員会

会長 吉村 増雄

平成20年第8回香芝市農業委員会総会を下記のとおり招集する。

記

1 期 日 平成20年8月7日 午後1時30分

2 場 所 香芝市役所 3階 第1会議室

3 案 件 (1) 別紙議案のとおり

(2) その他

香芝市公告

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の規定に基づいて買取申出のあった生産緑地について、同法第13条の規定に基づき取得を希望される方へのあっせんを行っています。

取得を希望される方は申出して下さい。

平成20年 7月 3日

香芝市長 梅田善久

1 あっせんする土地

生産緑地の区域	買取申出日
香芝市狐井242番	平成20年 6月 9日
香芝市狐井247番	平成20年 6月 9日
香芝市狐井330番1	平成20年 6月 9日
香芝市狐井333番1	平成20年 6月 9日
香芝市狐井334番1	平成20年 6月 9日
香芝市狐井409番3	平成20年 6月 9日
香芝市狐井494番1	平成20年 6月 9日

2 申出場所

香芝市役所 都市整備部 都市計画課

TEL 0745-76-2001（内線204）

3 その他の事項

- ・ 買取申出の日から3箇月以内に所有権の移転が必要です。
- ・ 農地法（昭和27年法律第229号）による農地を取得できる方に限ります。

香芝市公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第76条の3第2項の規定に基づき建築協定が認可されたので、同法第73条第3項の規定により、建築協定書を一般の縦覧に供する。

平成20年7月23日

香芝市長 梅田善久

1 建築協定申請者住所及び氏名

奈良市西大寺国見町1丁目4番1-1

大和ハウス工業(株) 奈良支店 支配人 吉岡伸忠

2 建築協定の名称及び区域

(1) 建築協定の名称 香芝市西真美3丁目1番2建築協定

(2) 建築協定の区域 奈良県香芝市西真美3丁目1番2の一部

3 建築協定の認可日及び番号

(1) 認可日 平成20年7月11日

(2) 認可番号 建第285号

4 縦覧場所

香芝市役所 都市整備部 都市計画課

平成20年7月25日

香芝市教育委員会公告第7号

香芝市教育委員会

委員長 船木 克容

平成20年第7回香芝市教育委員会を下記のとおり招集する。

記

- | | | |
|------|---|--------------------------------------|
| 1. 日 | 時 | 平成20年7月31日(木)
午後2時00分より |
| 2. 場 | 所 | 香芝市役所 4階行政委員会室 |
| 3. 案 | 件 | (1)平成21年度使用小学校教科用図書の採択について
(2)その他 |